

安城市監査公表 第19号

平成27年5月27日付けで請求のあった地方自治法242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

平成27年7月23日

安城市監査委員 中 村 誠 一

安城市監査委員 今 原 康 徳

27 監査第 1 号  
平成 27 年 7 月 23 日

請求人

安城市監査委員 中 村 誠 一

安城市監査委員 今 原 康 徳

### 住民監査請求の監査結果について（通知）

平成 27 年 5 月 27 日付けで提出のあった住民監査請求について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定に基づき監査した結果は、下記のとおりです。

#### 記

##### 第 1 請求の受理

本件請求については、所要の法定要件を具備しているものと認め、これを受理した。

##### 第 2 請求の要旨

## 1 請求すべき事項

平成27年3月11日に安城市長が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社（以下「会社」という。）と締結した高根川改修工事の費用負担に関する協定（以下「本協定」という。）は、地方自治法第2条第14項及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条第1項に反し違法であり、かつ、公序良俗に反し無効である。そして、違法かつ無効な本協定に基づいてした支出行為も違法である。さらに、工事完了確認時に支払うこととされる支出も違法である。したがって、求める措置は、以下のとおりである。

- (1) 安城市長は、安城市に対し、6,082,000円を賠償すること。
- (2) 安城市長は、本件工事完了確認時に、9,124,400円の支出命令をしないこと。

## 2 請求する理由（要旨）

### (1) 高根川の改修工事の許可条件事項について

高根川の改修工事は、安城市法定外公共用物の管理に関する条例（平成5年12月24日安城市条例第33号）の規定に基づき許可された工事（以下「本件工事」という。）であるが、許可条件事項第1項に「工事に着手しようとするときは、あらかじめ隣地地主等と協議するとともに安城市長に届け出て、その指示を受けること。」と定められているが、隣地地主等との協議が全く調っていない。

許可条件事項第1項が設けられた趣旨は、本件工事の必要性とその工事によって直接的に影響を受ける地域コミュニティとの間で調整を図り、もって良好な住環境を維持することにあるはずである。

住民の意見を無視し、条件違反の本件工事に資金的援助を行う安城市の対応は、住民の福祉の増進を図る趣旨の地方自治法第1条の2第1項に背くものである。

### (2) 費用負担の必要性について

安城市は、河川断面の拡大は将来の需要予測に基づくもので、直ちに豊田市からの流量が増えるわけではないと述べており、周辺住民の強固な反対や境界問題を押しつけてまで安城市が費用負担をする必要性はない。

### (3) 資金的援助並びに境界及び所有権界の既成事実の積み重ねについて

本協定は、会社に資金的援助を行い、本件工事の周辺の土地に関して安城

市及び会社の主張する境界及び所有権界について既成事実を積み重ねることを目的としている。

#### (4) まとめ

本協定は、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項に反し違法であり、かつ、公序良俗に反し無効なものである。そして、違法かつ無効な本協定に基づく支出行為も違法なものである。

### 第3 監査の実施

#### 1 監査対象事項

請求に係る本協定が違法かつ無効であり、本協定に伴う支出が安城市に損害をもたらしているか否かを監査対象とした。

#### 2 監査対象部課

建設部維持管理課、土木課及び建築課を監査対象とした。

#### 3 請求人の証拠の提出

平成27年5月28日付けで甲第1号証から甲第4号証までを受領した。

平成27年6月10日付けで甲第5号証を受領した。

平成27年6月17日付けで資料1から資料4までを受領した。

平成27年6月18日に写真Fを受領した。

#### 4 現地調査

平成27年6月4日午後1時30分から午後3時30分まで、本件工事施工箇所及びその周辺の現地調査を行った。

#### 5 関係書類の調査

建設部維持管理課、土木課及び建築課から提出された関係書類について調査等を行った。

#### 6 請求人の陳述の機会の付与

平成27年6月18日午前10時から午前10時50分まで、安城市文化センター第32会議室において、陳述会を開催した。

陳述において、請求人等からは、請求の趣旨の補足、請求に至る経緯等の説明があった。

#### 7 関係職員の事情聴取

平成27年6月23日午後1時30分から午後2時35分まで、安城市監査

委員室において、建設部維持管理課、土木課及び建築課職員に対し事情聴取を行った。

請求事項についての事情聴取の要旨は、次のとおりである。

(1) 高根川の改修工事の許可条件事項について

改修工事の許可条件事項第1項に「隣地地主等との協議」が設けられた趣旨は、生活道路として利用している近隣住民に対して交通規制のかけ方、工事の時間帯、日程調整等の周知を想定しており、隣地地主等との協議が調わなければ、許可を取り消すといった性質のものではない。

なお、会社からは着手届の提出時に、隣地地主等へ説明に回ったとの報告を口頭で受けている。

(2) 費用負担の必要性について

高根川の河川改修及び暗渠化は、高根川の河川断面を拡大し計画水量の流下能力を確保すること及び通学児童の安全対策として高根川の上部を利用し歩道を設置することを目的とするもので、本件工事との一体的施工による経済性を考慮し、本協定を締結している。

経済性について、隣接地の開発に伴う住宅の建築前後で工事を施工した場合を比較して説明する。住宅建築前の更地の状態であれば、隣接の開発地内に建設重機を配置してボックスカルバートを設置できるため、交通規制が少なく、既存のガードレールを設置したまま施工ができるという効率性から工事期間が短縮される。一方、住宅建築後の施工となれば、道路上に建設重機を配置してボックスカルバートを設置することになり、道路の交通規制が必要となる。さらに敷地境界の土留め壁への影響を避けるため、ボックスカルバートの設置位置も敷地境界から離隔させ、既存の占用物の移設が必要となる。このように、工事の手順が増えるとともに工事期間も長期にわたるため事業費が増加することとなる。

費用負担については、安城市住宅地開発事業指導要綱（昭和58年4月1日施行。以下「本要綱」という。）第12条第3項で、「開発事業者は、開発事業に起因して公共施設を整備する必要があると市長が認めた場合は、市長と協議して自己の負担により施工しなければならない。」と規定している。しかし、本件工事は、安城市が行うべき河川改修と歩道設置が含まれる工事であり、安城市が現況流下能力に対する断面拡大による増額分の費用を負担

したものである。

計画全体事業費及び安城市負担額については、市積算額より安価な業者見積額を採用している。

## 8 事実関係の確認

監査対象事項に関する事実関係については、関係職員等に対する事情聴取及び関係書類等に基づき、次のとおり確認した。

### (1) 申請及び承認・許可、協定に係る手続き等について

平成27年2月27日

道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請（7-157号）

法定外公共用物占用等許可申請（7-158号）

平成27年3月11日

道路に関する工事の設計及び実施計画承認（指令維管7-157号）

法定外公共用物占用等許可（指令維管7-158号）

平成27年3月11日

高根川改修工事の費用負担に関する協定締結

区 分	金 額
計画全体事業費	29,284,200円
会社負担額	14,077,800円
安城市負担額	15,206,400円
	支払時期
	協定締結時6,082,000円
	工事完了確認時9,124,400円

平成27年3月13日

工事着手届受理（指令維管7-157号、指令維管7-158号）

平成27年3月26日

高根川改修工事に伴う負担金6,082,000円支払い

平成27年6月1日

工事完了届受理（指令維管7-157号、指令維管7-158号）

工事完了確認「検査の結果、完了と認める」

平成27年6月2日

完了確認書送付

平成27年6月3日

事業費精算報告書受理（工事完了確認時8,710,760円に減額）

平成27年7月10日

高根川改修工事に伴う負担金8,710,760円の支出命令

## （2）河川改修及び暗渠化の計画について

ア 安城市は、高根川の改修について、平成8年5月28日に豊田市と高根川への流量を協議している。その協議によれば、県営ほ場整備事業により豊田市区域の排水路は1.1 m<sup>3</sup>/sの排水能力で整備されており、下流の河川改修が済むまでは0.64 m<sup>3</sup>/sの排水流量に制限する約束となっており、将来高根川を改修する必要性を認識していた。

愛知県は、平成18年1月に、概ね5年に1回発生すると予想される降雨の規模を時間雨量52.4 mmとする確率雨量の改定を行った。

イ 県道名古屋岡崎線バイパスの整備により、平成30年度には暫定2車線での供用開始が予定されている。そのため、県道名古屋岡崎線バイパスと市道里橋目1号線の交差部分に歩道橋を設置するとともに、現行通学路の変更を予定しており、その通学路は高根川の上部の一部を活用する計画としている。

## 第4 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により次のとおり決定した。

### 1 結論

本件請求には理由がないものと判断し、本件請求を棄却する。

### 2 監査委員の判断

請求人の主張、監査対象部課職員に対する事情聴取及び事実関係の確認等に基づき、本件請求について次のように判断する。

#### （1）高根川の改修工事の許可条件事項について

許可条件事項第1項の「隣地地主等と協議する」が設けられた趣旨は、生活道路として利用している近隣住民に対して交通規制等を周知することが想定されている。安城市は、会社から着手届の提出時に隣地地主等へ説明に回ったとの報告を口頭で受けたと陳述している。ただし、そのことを示す資料は残されていない。また、本工事は公共工事の性質が含まれているため、安

城市は、平成27年2月8日の町内会主催による組集会において、町内会長から高根川改修計画の案内を配布してもらうよう依頼していた。したがって、許可条件事項第1項の趣旨は充たされており、安城市の対応は、地方自治法第1条の2第1項に背くものではないと判断する。

#### (2) 費用負担の必要性について

高根川の河川改修及び暗渠化は、高根川の河川断面を拡大し計画水量の流下能力を確保すること及び通学児童の安全対策として高根川の上部を利用し歩道を設置することを目的とするもので、本件工事と一体的に施工することは、経済的である。また、安城市が負担すべき金額については、河川断面の拡大による増額分の費用負担をしたものである。さらに、事業費及び負担額については、安城市が市積算額より安価な業者見積額を採用していることを確認した。したがって、安城市の費用負担に合理的必要性が認められる。

#### (3) 資金的援助並びに境界及び所有権界の既成事実の積み重ねについて

本協定は、高根川の流下能力の強化を行うとともに、その費用負担を定めたものであり、会社に対する資金的援助又は本件工事の周辺の土地に関して安城市及び会社の主張する境界及び所有権界について既成事実を積み重ねることを目的としたものではない。

#### (4) まとめ

本協定は、上記のとおり合理的必要性が認められ、地方自治法第2条第14項、地方財政法第4条第1項に反する違法な行為には当たらず、かつ、公序良俗に反するものではない。したがって、本協定に基づく支出行為についても違法なものではないと判断する。

### 第5 意見

本件請求について、監査委員として以下の点について意見を付す。

#### 1 地域住民への説明

公金の支出については、本協定により、安城市が費用負担することを取り決めている。その根拠となる河川の機能拡大、歩道設置等生活環境整備は、地域住民に影響を与えるものであり、安城市による丁寧な説明が必要である。その点において、本件工事では、安城市は、地元町内会長に案内を配布してもらうよう依頼していたが、工事の内容について十分な説明がなされていたとは言い

難い。このことが公費負担の理解が深まっていない理由でもあるため、今後は常に社会的信頼を損なうことのないよう事務執行上十分に配慮するよう要望する。

## 2 許可条件事項の履行確認

工事の許可条件事項についての履行確認方法が明確にされていないため、履行確認をしたことを示す資料が残されていなかった。着手届等の書類においてその確認結果を記録すべきであると考えるので、事務手続きを検討するとともに書類の整備をされたい。

## 3 安城市住宅地開発事業指導要綱の条例化

請求人等は、陳述において、本件工事が必要となった隣接地の開発について開発事業者による事前説明がなかったこと、及び平成25年7月の安城市と請求人等との協議で開発事業者による事前説明を強く要望していたことを主張している。地域との調整を図るべき本要綱による行政指導には強制力がなく協力依頼にとどまるという課題がある。現在、安城市においては本要綱の条例化を検討されているので、今後条例制定に向け、着実に手続きを進められたい。